

別表十（五）付表の記載の仕方

この明細書は、法人が措置法第65条の6（資産の譲渡に係る特別控除額の特例）の規定の適用を受ける場合（当該法人の有する資産の譲渡の日の属する年における完全支配関係法人（同条に規定する完全

支配関係法人をいいます。）の有する資産の譲渡がある場合において同条の規定の適用を受けるときに限ります。）に記載します。